



日本政策金融公庫

農林水産事業本部

東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫農林水産事業では、農林漁業者や食品産業事業者の皆さまが事業の継続や復旧・復興のために必要とされる資金について、通常より有利な条件でご利用いただける特例融資を用意しておりますので、お知らせいたします。

震災特例融資のご案内

平成23年3月11日以降に発生した地震・津波などの被災者の皆さまは、実質的に担保・保証人は不要です。

一定の期間、実質無利子で資金をご利用いただけます。

償還期限・据置期間も通常より3か年延長しますので、返済負担が軽減されます。

実質的な無担保・無保証人、実質無利子融資

による円滑な資金の供給

被災者の皆さまにご利用いただくための、実質的な無担保・無保証人、実質無利子による融資制度が新たに設けられました。

ご利用いただける方

地震・津波などにより被災した方で以下の要件を満たす方

- 1 本人の罹災証明書が確認できる農林漁業者等
- 2 重要な取引先（出荷先、資材調達先等）の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等

制度の概要

- 1 実質的な無担保・無保証人制度
担保：原則として、融資対象物件のみ
保証：原則として、個人の場合は不要、法人の場合は代表者のみ
- 2 実質無利子制度
一定期間（最長18年間）金利相当分が利子助成（上限2%）されることにより、貸付利率が実質無利子になります。

対象資金

日本公庫（農林水産事業）が融資する以下の資金

（農業資金）	スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）、経営体育成強化資金、農業改良資金（法定無利子）、農業基盤整備資金
（林業資金）	林業基盤整備資金
（漁業資金）	漁船資金、漁業経営改善支援資金、漁業経営安定資金、水産加工資金、漁業基盤整備資金
（共通資金等）	農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金、塩業資金（実質無利子のみ対象）

償還期限・据置期間延長による返済負担の軽減

償還期限・据置期間を通常より3か年延長します。
これは、実質的な無担保・無保証人、実質無利子と同様に罹災証明書等が確認できる方を対象に全資金でご利用いただけるものです。

※ 上表の特例を適用するための要件のほか、各資金をご利用いただくための要件があります。

農林漁業施設資金（災害復旧施設）

ご利用いただける方	○主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた農林漁業者 (農業) 農業を営む方 (林業) 林業を営む方（育林業、素材生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業等に限る。） (漁業) 漁業を営む方（常時使用する従業員の数が300人以下かつ使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下の方に限る。）
資金の使いみち	(農業) 農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植又は補植 (林業) 素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧 (漁業) 漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧
利率	実質無利子（最長18年）
融資期間	18年以内（うち据置期間6年以内） ただし果樹の改植又は補植にあつては28年以内（うち据置期間13年以内）
限度額	次の(1)又は(2)に掲げる額のいずれか低い額 (1) 負担する額 (2) 1施設当たり1,200万円（漁船は7,000万円）

農林漁業セーフティネット資金

ご利用いただける方	○主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた主業農林漁業者 ○取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する主業農林漁業者等 主業農林漁業者（個人） 農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方 又は、農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 （法人） 農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方 又は、農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方
資金の使いみち	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
利率	実質無利子（最長13年）
融資期間	13年以内（うち据置期間6年以内）
限度額	1,200万円（特認）年間経営費等の12分の12

※ いずれの資金も、お借入の際には市町村長等が発行する罹災証明書等が必要となります。

※ 事業内容によっては、利子助成期間が5年になる場合があります。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

<p>ご利用いただける方</p>	<p>認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）であって次のいずれかの条件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要な事業用資産につき地震・津波などにより損害を受けた者 ○取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する者
<p>資金の使いみち</p>	<p>農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画書を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地等の取得・改良・造成 ○施設・機械の取得 ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、その他の経営費 ○経営の安定化に必要な資金（負債の整理） ○法人への出資金
<p>利率</p>	<p>実質無利子（最長18年） ※資金の使いみちが負債整理の場合、実質無利子の対象となるのは、主要な事業用資産について地震により浸水、流出、滅失、その他これに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた方に限ります。</p>
<p>融資期間</p>	<p>28年以内（うち据置期間13年以内）</p>
<p>限度額</p>	<p>【個人】 1億5,000万円（特認3億円） 【法人】 5億円（特認10億円） ※このうち経営の安定化のための資金のご融資限度額は個人3,000万円、法人1億円です。</p>

※ お借入の際には市町村長等が発行する罹災証明書等が必要となります。

※ 事業内容によっては、利子助成期間が5年になる場合があります。

経営体育成強化資金

<p>ご利用いただける方</p>	<p>○主要な事業用資産が地震・津波などにより損害を受けた農業を営む個人、法人・団体 ○取引先が地震・津波などにより被災したことで売上が相当程度減少する農業を営む個人、法人・団体</p>
<p>資金の使いみち</p>	<p>経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金 【前向き投資】 ○農地等の取得・改良・造成 ○施設・機械の取得 ○家畜の購入費、果樹の改植費、利用料の一括支払い等 【償還負担の軽減（負債の整理）】 ○再建整備（制度資金以外） ○償還円滑化（制度資金）</p>
<p>利率</p>	<p>実質無利子（最長18年） ※資金の使いみちが負債の整理の場合、実質無利子の対象となるのは、下記限度額のⅠの方に限りません。</p>
<p>融資期間</p>	<p>28年以内（うち据置期間6年以内）</p>
<p>限度額</p>	<p>Ⅰ 主要な事業用資産について地震により浸水、流出、滅失、その他これに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者 ①～③の範囲内でかつその合計額が、農業を営む個人及び農業参入法人にあっては2億5,000万円、農業を営む法人（集落営農組織を含む。）にあっては8億円。 ①前向き投資 負担額の80% ②再建整備 個人 2,000万円（特認3,500万円、特定5,000万円） 法人 8,000万円 ③償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認25年間）において支払われるべき既往負債の各年の支払金の合計額に相当する額 Ⅱ Ⅰに該当しない被災農業者 ①～③の範囲内でかつその合計額が、農業を営む個人及び農業参入法人にあっては1億5,000万円、農業を営む法人（集落営農組織を含む。）にあっては5億円。 ①前向き投資 負担額の80% ②再建整備 個人 1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円） 法人 4,000万円 ③償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認10年間）において支払われるべき既往負債の各年の支払金の合計額に相当する額</p>

※ お借入の際には市町村長等が発行する罹災証明書等が必要となります。

※ 事業内容によっては、利子助成期間が5年になる場合があります。

北海道・東北・関東地方の日本政策金融公庫支店（農林水産事業）

支店名	郵便番号	住所	代表電話番号	フリーダイヤル
札幌支店	060-0001	札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階	011-251-1261	0120-911486
北見支店	090-0036	北見市幸町1-2-22	0157-61-8212	0120-926474
帯広支店	080-0010	帯広市大通南9-4 帯広大通ビル3階	0155-27-4011	0120-926472
青森支店	030-0861	青森市長島1-4-2	017-777-4211	0120-911495
秋田支店	010-0001	秋田市中通 5-1-51	018-833-8247	0120-911498
盛岡支店	020-0021	盛岡市中央通 2-2-5 住友生命ビル6階	019-653-5121	0120-911539
仙台支店	980-8454	仙台市青葉区中央 1-6-35 東京建物仙台ビル11階	022-221-2331	0120-911547
山形支店	990-0042	山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館3階	023-625-6135	0120-926485
福島支店	960-8041	福島市大町1-1-6	024-521-3328	0120-959046
水戸支店	310-0026	水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル7階	029-232-3623	0120-926-427
宇都宮支店	320-0813	宇都宮市二番町1-31	028-636-3901	0120-959042
前橋支店	371-0023	前橋市本町1-6-19	027-243-6061	0120-926481
さいたま支店	330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1 大宮宮町ビル6階	048-645-5421	0120-911564
千葉支店	260-0013	千葉市中央区中央4-13-9	043-227-4435	0120-926471
長野支店	380-0836	長野市三輪田町1291	026-233-2152	0120-911598
東京支店	100-0004	千代田区大手町 1-8-2 新公庫ビル2階	03-3270-9791	0120-911624 0120-911953
横浜支店	231-8831	横浜市中区南仲通2-21-2	045-641-1841	0120-959013
甲府支店	400-0031	甲府市丸の内2-26-2	055-228-2182	0120-926482
静岡支店	422-8067	静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡5階	054-286-0233	0120-959041
新潟支店	950-0088	新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル3階	025-240-8511	0120-911576

上記以外にも、日本政策金融公庫（農林水産事業）委託金融機関又は最寄のJAでもご相談いただけます。



日本政策金融公庫
農林水産事業本部

ホームページ

<http://www.jfc.go.jp/a/>

日本公庫

検索

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部



【お電話でお問合せ】

電話番号：03-3270-4114（農業関係資金）

03-3270-5232（林業関係資金）

03-3270-5233（漁業関係資金）

03-3270-5492（食品関係資金）

（受付時間：9:00-17:00、土日祝日除く）